

特定複合観光施設区域整備の事業可能性の検討に係る意見募集要項

第1 はじめに

愛知県では、中部国際空港やその周辺エリア（以下「中部国際空港エリア」という。）において、「MICEを核とした国際観光都市」の実現を目指して調査研究を進めています。

今般、国の法律（特定複合観光施設区域整備法）に基づき、特定複合観光施設区域整備の事業としての可能性について、様々な民間事業者から幅広く意見募集を行います。

また、AI、IoT、5G、自動運転などの最先端技術の活用により、中部国際空港エリアが日本型未来都市を象徴するスーパーシティ・スマートシティとなるための意見・提案も求めます。

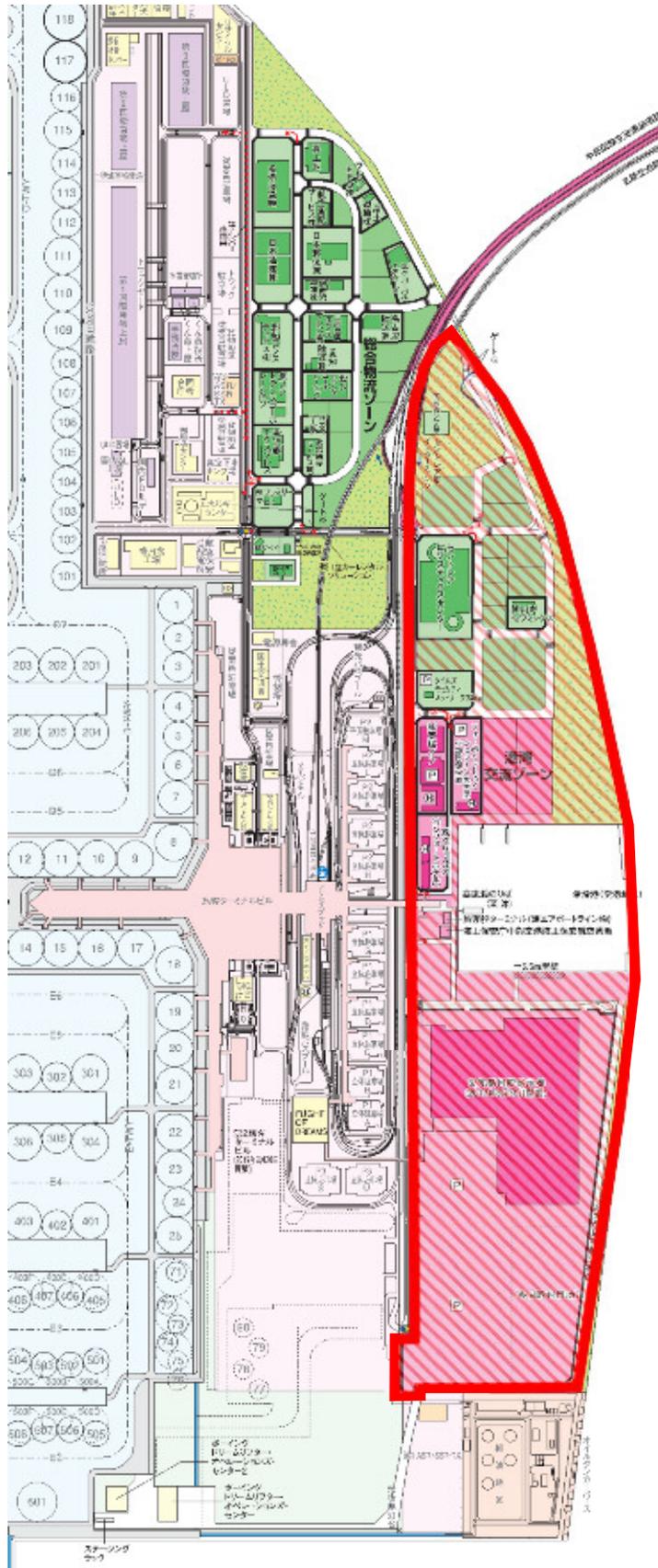
<参考> 国際観光都市としての機能整備に関する研究について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiho-sosei/kokusaikankoutoshi.html>

第2 意見・提案を求める事項

1 意見・提案の検討対象

本募集では、空港島の利活用可能な県有地等約 50 ha（赤枠内の斜線部分）を主な検討対象とします。



2 意見・提案を求める項目

以下の項目について、可能な限り御意見をください。

- (1) 基本コンセプト
- (2) 市場分析
- (3) 全体計画・施設計画
- (4) 事業スケジュール
- (5) 事業計画
- (6) 事業効果
- (7) 事業実施体制
- (8) 懸念事項対策等
- (9) 地域の魅力を高める取組

<<意見・提案の留意事項>>

愛知県は優れた交通インフラと有数の産業力を有するとともに、中部国際空港エリアでは我が国のゲートウェイとなる魅力的な機能の充実が進んでいます。意見・提案は、地域の特性を活かしたものとするとともに、特定複合観光施設区域整備法等の国の関係法令等を踏まえたものとしてください。

中部国際空港エリアを、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要かつ大規模な国際会議やビジネス・イノベーションを創出する大規模な国際展示会、見本市等が数多く開催される「MICE を核とした国際観光都市」とするため、必要となる誘致策やそのための体制についても具体的に提案してください。

また、中部国際空港エリアでのスーパーシティ・スマートシティ実現に向け、交通、物流、支払い、エネルギー・水、安全などの各分野で最先端技術の活用（自動運転、顔認証、キャッシュレス化、手続ワンストップ化など）を検討してください。さらには、世界に先駆けた「未来都市」のショーケースが当地で実現できるよう、複数の分野にまたがる高度化・効率化された取組を提案してください。

ギャンブル依存症対策については、県、関係機関、事業者等が密接な連携を図りながら、有効な対策を講じる必要があります。中部国際空港エリアにおいては、最先端技術を活用したアクセス制限や相談支援体制の整備など、万全な対策が確実かつ効果的に講じられるよう提案してください。また、最先端の医療機関とのネットワークなどに関する提案もしてください。

第3 参加資格

1 参加資格要件

本募集は、下記の要件を全て満たす者を対象とします。

- (1) 法人若しくは団体（以下「法人等」という。）であること（個人での参加は不可）。
- (2) 自治体（愛知県を除く）及び自治体（愛知県を除く）から出資・出捐等の財政支援を受けている法人等でないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付

け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に掲げる排除措置の対象となる法人等でないこと。

(4) 政治活動や宗教活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(5) 今後、本県からの問い合わせや個別対話の依頼があった場合に御協力いただけること。

2 参加者の構成

(1) 本募集は、複数の法人等によって構成されるグループでの参加も可能です。申込等の各種手続を行う代表法人を定めてください。

(2) グループを構成する全ての法人等が参加資格要件を満たす必要があります。

第4 意見募集の方法

意見募集は、「ヒアリングの実施」と「意見・提案書の提出」の2つの方法で行います。

意見募集の方法	対象者
ヒアリングの実施	空港島において特定複合観光施設区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等
意見・提案書の提出	上記以外で「第2 2 意見・提案を求める項目」に関しノウハウ・知見を有する法人等

1 ヒアリングの実施方法

(1) ヒアリングの対象

空港島において特定複合観光施設区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等を対象とします。

(2) ヒアリングの申込（事前申込）

- ・申込書（様式1）を記入の上、電子メール（aichi.idea@jp.ey.com）により提出してください。メール件名は、「ヒアリング申込」としてください。
- ・申込について質問のある場合、質問書（様式2）を記入の上、電子メール（aichi.idea@jp.ey.com）により提出してください。メール件名は、「ヒアリング申込に関する質問」としてください。質問をした者に対し個別に電子メールにより回答します。なお、申込に関係のない事項の質問に対しては回答しません。

(3) ヒアリングの実施時期・方法

- ・ヒアリングの実施日や方法等の詳細は、対象となる参加者に対して、個別に電子メールにより連絡します。ヒアリングの実施期間は、2020年5月末頃までを予定しています。
- ・ヒアリングは日本語で行いますので、通訳が必要な場合は、参加者にて通訳を手配（費用負担を含む）してください。
- ・ヒアリングに代えて、意見・提案書の提出とさせていただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

2 意見・提案書の提出方法

(1) 意見・提案書の提出の対象

ヒアリングの対象者以外で、「第2-2 意見・提案を求める項目」に関しノウハウ・知見を有する法人等を対象とします。

(2) 意見・提案書の提出

・意見・提案書(様式任意)を申込書(様式1)とともに、電子メール(aichi.idea@jp.ey.com)により提出してください(資料が大容量の場合は、御相談ください)。メール件名は、「意見・提案書の提出」としてください。

【意見・提案書の提出期限：2020年4月30日(木)】

- ・「第2-2 意見・提案を求める項目」の一部についての意見・提案書の提出も可能とします。
- ・意見・提案書の提出について質問のある場合、質問書(様式2)を記入の上、電子メール(aichi.idea@jp.ey.com)により提出してください。メール件名は、「意見・提案書の提出に関する質問」としてください。質問をした者に対し個別に電子メールにより回答します。なお、意見・提案書の提出に関係のない事項の質問に対しては回答しません。
- ・必要に応じてヒアリングを行う場合がありますので、御協力をお願いします。

第5 本募集に関する留意事項

- 本募集は、本県が検討している取組に関心があり、開発及び投資並びに事業への参入の意向を有する事業者の参加を想定しています。意見・提案を募る事業者として本県が適切ではないと判断した場合には、本募集への参加をお断りする場合があります。
- 以下のいずれかに該当する場合は、提出された意見・提案の全部又は一部を無効とすることがあります。
 - ・ 参加資格要件を有すると偽った場合又は要件を失った場合
 - ・ 法令等もしくは公序良俗に違反する場合又はそのおそれのある場合
 - ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ・ 著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を含め、第三者の何らかの権利・利益を侵害する内容を含む場合
- 本募集に必要な費用は全て、参加者の負担とします。
- 本募集の意見・提案に関する著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権は、参加者その他権利を有する権利者に帰属します。なお、意見・提案に当たり、参加者は他者の知的財産を侵害しないこととします。他者の知的財産を利用する場合は、必要な対策を講じることとし、本県に一切の負担及び迷惑をかけないこととします。
- 募集結果について、全体概要は公表しますが、個別の事業者名や意見・提案の具体的な内容については、原則公表しません。なお、事業者名や意見・提案の具体的な内容について公表する場合には、事前に各事業者に意向を確認します。
- 頂いた意見・提案は、本県が空港島における特定複合観光施設区域整備の事業可能性を調査

する目的にのみ利用します。下記の事項を除き、公表・開示及び第三者への提供は行いません。

- ・ 提出者が公表・開示等に同意した場合
 - ・ 既に公知・公用の情報である場合
 - ・ 法令等によって提供が要求される場合
 - ・ 本募集の目的の範囲内で外部有識者、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の第三者に対して提供する場合（当該第三者へ守秘義務を課すことを前提）
- ヒアリング、意見・提案書、質問・回答等の書面において使用する言語は日本語に限ります。ヒアリング等口頭のやり取りについては、日本語の通訳を利用する場合に限り、日本語以外の言語を使用することも可能です。
- ヒアリング、意見・提案書、質問・回答等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- 本募集の参加者は、本募集の過程において本県から受領した情報がある場合、これを責任をもって管理し、本募集の目的以外でその情報等を使用してはなりません。また、別段の定めがある場合を除き、愛知県の事前の承諾なしに第三者に開示してはなりません。
- 参加者は、本募集に関して疑義・質問が生じた場合は、本募集要項に記載する手続により質問・確認を行い、担当窓口以外の関係機関又は関係部署に対して、個別に問い合わせ等をしていただかないようにしてください。

第6 本募集に係るお問い合わせ先

EY 新日本有限責任監査法人

特定複合観光施設区域整備の事業可能性の検討に係る意見募集事務局

電子メールアドレス： aichi.idea@jp.ey.com

住所：〒450-6642 名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 JR ゲートタワー 42階

電話番号：052-566-1700

第7 担当

愛知県政策企画局企画調整部地方創生課